

指定計画相談支援利用契約書

富田ケアセンター有限公司

相談支援パーソンズ

指定計画相談支援利用契約書

甲 _____（以下「利用者」という。）と、乙指定特定相談支援事業所
相談支援パーソナルズ（以下「事業者」という。）とは、利用者が事業者から提供される
指定計画相談支援サービスを受けることについて、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は
社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者の日常生活
及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）に基づ
く指定計画相談支援サービスを適切に提供する事を定めます。

（契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、 _____ 年 月 日から1年間とします。ただし、契約
満了日までに、利用者から事業者に対して、文書または口頭による契約終了の申し出が
ない場合、契約は自動更新されるものとします。

（サービス等利用計画の作成）

第3条 事業者は、相談支援専門員にサービス等利用計画の作成に関する業務を担当さ
せるものとします。

2 相談支援専門員は、利用者の居宅等への訪問により利用者及びその家族に面接し、
利用者及び家族の置かれている状況、利用者が希望する生活、解決すべき課題等を把握
します。

3 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、当該地域にお
ける指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容を適正に利用者又はその
家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとします。

4 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用
者及び利用者の保護者（以下、「利用者等」という。）の選択に基づき、適切な保健、医
療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」）が、多様な事業者
から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

5 相談支援専門員は、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サー
ビス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等
を記載したサービス等利用計画の原案を作成します。

6 相談支援専門員は、前項で作成したサービス等利用計画の原案に盛り込んだ福祉サー
ビス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等
利用計画書の原案の内容について、利用者等に対して説明し、文書により利用者等の同
意を得た上で決定するものとし、作成した当該サービス等利用計画案を利用者等に交付
するものとします。

7 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえて、サービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、関係機関から専門的な見地からの意見を求めるものとします。

8 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者等に対して説明し、文書により同意を得るものとします。

9 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等に交付するものとします。

(サービス等利用計画作成後の便宜の供与)

第4条 事業者は、サービス等利用計画作成後において、次の各号に定める指定計画相談支援サービスを提供するものとします。

(1)利用者及びその家族等と定期的に連絡を取り、経過を把握します。

(2)サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。

(3)福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

(4)上限管理対象となっている利用者に関しては、指定障害者福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者等及び当該障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。

(サービス等利用計画の変更)

第5条 利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

(利用者負担額及び実費負担額)

第6条 事業者の提供する指定計画相談支援事業に関する利用料金については、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス料金に相当する給付を受領するため、利用者の自己負担はありません。なお、事業所が定めた通常の事業の実施地域以外の地域を訪問して相談支援を行う場合は、それに要した交通費又はその実費を負担して頂きます。

(事業者の基本的義務)

第7条 利用者が有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な指定計画相談支援サービスを適切に行います。

2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、指定計画相談支援サービスを提供します。

(事業者の具体的義務)

第8条

(1) (安全配慮義務) 事業者は、指定計画相談支援サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

(2) (説明義務) 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者等の質問に対して適切に説明します。

(3) (守秘義務) 事業者及び相談支援専門員は、本契約による指定計画相談支援サービスを提供するに当たって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

(4) (記録保存整備義務) 事業者は、指定計画相談支援サービスの提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。利用者はこの記録の開示を求めることができます。

(事故と損害賠償)

第9条 事業者は、指定計画相談支援サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

2 事業者は、指定計画相談支援サービスを提供するに当たって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

(契約の終了)

第10条 本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

(1) 利用者が死亡した場合。

(2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。

(3) 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。

(4) 第11条から第13条に基づき本契約が解約または解除された場合。

(5) 第2条の契約期間が満了した場合。(ただし満了前に契約の更新手続きがとられた場合は除く。)

(利用者からの中途解約)

第11条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する30日前までに事業者に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

(利用者からの契約解除)

第12条 利用者は、事業者又は相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合にはただちに本契約を解除することができます。

- (1) 事業者又は相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める指定計画相談支援を実施しない場合。
- (2) 事業者又は相談支援専門員が、第8条第1項から第4項に定める義務に違反した場合。
- (3) 事業者又は相談支援専門員が、故意又は過失により利用者若しくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(事業所からの契約解除)

第13条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、故意または重大な過失により事業者又は相談支援専門員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。
- (2) 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合。

(苦情解決)

第14条 利用者は、本契約に基づく指定計画相談支援サービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

2 利用者は、本契約に基づく指定計画相談支援サービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

(協議事項)

第15条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名又は記名の上、各自その1通を保有します。

年 月 日

(甲) 利用者 住 所

氏 名

署名代行者

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。
利用者との関係

住 所

氏 名

(乙) 事業者 住 所 岡山県倉敷市玉島道〇2754-1
法人名称 富田ケアセンター有限公司
代表取締役 山中 祥吉

事業所 住 所 岡山県倉敷市玉島道〇97-1
名 称 相談支援パーソンス